

## 札幌市環境影響評価条例の運用に係る課題対応 (縦覧継続・電子データ等に係る事項等) について

### 1 検討に至った背景

(1) 条例改正時 (H25 年 10 月) におけるパブリックコメント及び札幌市の方針

(2) 審議会答申 (H25 年 3 月)

### 2 札幌市の基本的な考え方

(1) インターネット等による縦覧継続の必要性 (環境影響評価制度の充実)

ア コミュニケーション促進のための環境整備

・時と場所の制限を受けずに図書情報にアクセスできる環境を整備する。

イ 図書縦覧の連続性の確保

・図書の縦覧終了後、次の図書が公表されるまでの縦覧の空白期間を解消する。

(2) 図書情報等の適切な保管・保存

・将来的に、手続き終了後のフォローアップを目指す。

・案件数増加に伴う図書の保管スペースを確保する。

(3) 市長の責務

・市長の責任のもとで、図書等の縦覧を継続することによって、環境影響評価制度の充実を図る。

・事業者へ過度の負担を掛けないよう配慮する。

(4) 事業者の同意

・著作物である図書等に関する著作者の同意を前提とする。

(5) 将来的課題 (図書情報の活用)

・蓄積情報の有効利用を図る。

例) 環境影響評価手続きにおける事業者への情報提供

・生物多様性業務への活用

・電子化情報の発展を検討する。

例) CSV形式によるデータの受領及び活用

### 3 課題対応に係る関連法令の解釈等

(1) 著作権法 (資料 2 - 2 図 1 参照)

・環境影響評価図書は、総体として著作物に該当する。

・事業者 (著作者) が行う公告縦覧は、「著作権 (財産権)」の行使に該当する。

・「著作権 (財産権)」は全て又は一部を第三者へ譲渡することが可能である。

・著作者人格権には、無断で著作物を改変されない権利 (同一性保持権) が含ま

れることから、他者が図書内容を改変して利用する場合は、著作者から著作人格権を行使しないという同意を得る必要がある。

## (2) 札幌市情報公開条例

- ・環境影響評価図書は情報公開制度の開示の対象となる。
- ・縦覧期間終了後の図書の開示請求は、情報公開条例に基づく手続きとなる。
- ・市長による図書等の公表継続は、事業者の同意に基づく限り情報公開制度の趣旨に反しない。
- ・環境影響評価における希少種情報や個人情報等の開示は、環境行政の執行に支障を来たすと判断される場合には非開示情報とすることができる。

## (3) 札幌市個人情報保護条例

- ・市販の地図情報（書籍・電子地図データ等）に掲載されている住宅・事業所等は個人情報には該当しない。
- ・助言を受けた専門家等については、その専門分野や所属機関等の属性だけでは本人を特定できず、個人情報には該当しない場合が多い。
- ・既に公表されている論文・文献等は、出典を明記すれば引用可能である。
- ・著作者自身が開示しているプロフィール等は、保護対象には該当しない。
- ・環境保全の見地からの意見を述べた人の氏名等は通常は記載されない。  
☞意見書本文等に個人名等が記載されている場合、事業者見解書や環境影響評価図書において伏字とすることで、個人の特定にはいたらない。

## 4 縦覧継続のための制度（要綱）の骨子（資料2-2 表3、資料2-3参照）

## 5 要綱制定に伴う技術指針の見直し（追加・変更）（資料2-2 表4参照）

現在、技術指針（第5 配慮書等の公表等）で、図書の貸し出し、複写、縦覧の継続等を記載しているが、要綱を制定することによって記載内容の追加・削除等の変更が必要となる。